

女性活躍推進法における特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第6項に基づき、吉川松伏消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（平成28年4月1日策定）における取組の実施状況を、次のとおり公表します。

1 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組

(1) 採用の取組

- ・ 採用試験実施において、女性が活躍できる職場であることを広報し、女性受験者の拡充に取り組む

平成 28 年度	○ 平成28年度職員採用試験 (人)			
		男性	女性	計
	受験者数	12 (100%)	0 (0%)	12
	採用者数	3 (100%)	0 (0%)	3
平成 29 年度	○ 平成29年度職員採用試験 (人)			
		男性	女性	計
	受験者数	14 (93%)	1 (7%)	15
	採用者数	6 (100%)	0 (0%)	6

(2) 施設環境の取組

- ・ 吉川消防署、南分署及び松伏消防署の全ての消防庁舎施設においては、女性職員が交替制勤務をするために必要となる設備を整え、女性が活躍できる職場環境の構築に取り組む

平成28年度	設備が不足する松伏消防署において、女性職員が交替制勤務をするための女性仮眠室等の改修工事費用を次年度当初予算措置
平成29年度	松伏消防署に女性仮眠室等の改修工事を実施し、全ての消防庁舎施設で女性職員が交替制勤務できる職場環境を構築
平成30年度	松伏消防署に女性職員を配属し交替制勤務を開始

(3) 育児休業、休暇等の取組

- ・ 育児休業制度、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇などの取得向上を推進し、職員の仕事と家庭の両立を支援する。

平成 28 年度	○ 男女別の育児休業取得者数及び割合 (人)			
		男性	女性	計
	対象者	34	0	34
	取得者	1 (3%)	0 (0%)	1 (3%)
	※ 3歳に達する日までの子を養育している職員を対象			
	※ 育児短時間勤務、育児部分休業を含む			
	○ 男性職員の配偶者出産及び育児参加のための休暇取得者数及び割合 (人)			
		男性	備考	
	対象者	8	期間内に妻の出産があった者を対象	
	取得者	8 (100%)	期間内に休暇を取得した者	
平均取得日数	7.9 (99%)	8日の範囲		
平成 29 年度	○ 男女別の育児休業取得者数及び割合 (人)			
		男性	女性	計
	対象者	34	0	34
	取得者	1 (3%)	0 (0%)	1 (3%)
	※ 3歳に達する日までの子を養育している職員を対象			
	※ 育児短時間勤務、育児部分休業を含む			
	○ 男性職員の配偶者出産及び育児参加のための休暇取得者数及び割合 (人)			
		男性	備考	
	対象者	11	期間内に妻の出産があった者を対象	
	取得者	11 (100%)	期間内に休暇を取得した者	
平均取得日数	7.7 (96%)	8日の範囲		